

商標の枯渇に関する実証研究

——食品分野のオノマトペ商標を題材とした分析——

齊 藤 範 香^{*}

- I 本稿の目的
- II 米国での実証研究
- III 日本における食品分野のオノマトペ商標の分析
- IV 検討
- V 残された課題

I 本稿の目的

2024年4月に商標法の改正法¹⁾が施行され、日本においてもコンセント制度が導入された。コンセント制度は、商標法第4条第1項第11号に該当する商標であっても、先行登録商標の権利者の同意（コンセント）があり、先行登録商標との間に混同を生じるおそれがないと認められる場合は、併存登録を受けることができる制度である。このコンセント制度導入検討時の議論においては、「商標の資源の枯渇」の観点についての検討が行われていた²⁾。そして、今回の法改正の

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第23巻第2号 2024年8月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院国際企業戦略研究科経営法務専攻博士後期課程

1) 不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和5年6月14日法律第51号）。

2) 特許庁政策推進懇談会報告書「知財活用促進に向けた知的財産制度の在り方～とりまとめ～」19頁（2022年6月）（<https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/kondankai/document/index/hokoku.pdf> 2024年3月27日最終閲覧）においては、「消費者に受け入れられる文字列・ロゴの組み合わせは無限にあるわけではない中で、一度登録された商標権は、更新により永続的に独占可能な権利であるところ『商標の資源の枯渇』といった観点も踏まえると、我が国においても、コンセント制度の導入についてさらなる検討を行うべきである」と指摘されている。なお、特許庁政策推進懇談会は非公開であるため、議論の詳細は明らかではない。

必要性の根拠の一つとして、「消費者に受け入れられ得る、限りある文字列等の中から、活用できる商標を選ぶことが徐々に難しくなる傾向にある」と指摘され、新規事業展開のため、ブランド選択の幅を広げる必要があるとされている³⁾。

一方で、日本では従来、商標の枯渇⁴⁾について、そう多くの議論が行われてきたわけではなかった。そしてそれは、色彩の保護をめぐる文脈で言及されてきた⁵⁾。色彩を有限と捉え、色彩を何人かに独占させた場合、使用できる色彩が枯渇するため、色彩の保護は認められないという色彩枯渇論である⁶⁾。色彩についての保護を認める場合は、厳格な判断が必要という議論がされてきた⁷⁾。

近時では、コンセント制度導入時の議論のほか、不使用取消審判において商標としての使用が必要か否かという視点から、商標としての使用を求めないとした場合、「ますます利用可能な商標が少なくなる」という指摘⁸⁾や、結合商標として出願せざるを得ない状況の原因として文字商標が枯渇していることが指摘される⁹⁾など、色彩に限らず、商標が枯渇する可能性についての懸念が示されることも散見されつつある。

3) 特許庁総務部総務課制度審議室編『令和5年 特許法等の一部改正 産業財産権法の解説』48頁（発明協会、2024）。

4) 本稿では、前掲注2)の「商標の資源の枯渇」と「商標の枯渇」とは同様の意味をもつ語として捉え、「商標の枯渇」と示す。なお、商標の枯渇の定義は、「潜在的に商標を構成する語や文字、図形などが尽き、競争上効果のある商標の選択肢が減少すること」とする。齊藤範吾「商標の枯渇——米国での実証研究から」一橋法学19巻3号329頁（2020）参照。本稿Ⅱ章にて紹介するBeebe論文（後掲注11）の詳細も同論文を参照されたい。

5) 田村善之『商標法概説（第2版）』177頁（弘文堂、2000）では、「オレンジ色、赤色等の登録が許されるとすれば、8社目あたりから商品に付すべき色彩がなくなることになりかねない」と指摘される。

6) 色彩枯渇論については、西村雅子「商標を巡る実務的諸問題⑦（下）——「色彩」の保護可能性」CIPICジャーナル157号37頁（2005）において、米国の判例上の理論的根拠として「色彩の枯渇」理論が紹介される。米国での議論については、J. Thomas McCarthy, McCarthy on Trademarks and Unfair Competition, §7:40 (5th ed. 2024)。

7) 色彩の保護をめぐる裁判例としては、いずれも不正競争防止法に関するものであるが、オレンジ色戸車事件（大阪地判昭和41年6月29日大阪地裁昭和38年（ヨ）第2384号）、it'sシリーズ事件（大阪高判平成9年3月27日平成7年（ネ）第1518号（原審大阪地判平成7年5月30日大阪地裁平成6年（ワ）第2859号）など。なお、色彩のみの商標の登録制度ができたのち（平成28年商標法改正後）、現時点においても色彩のみからなる商標として登録されている件数は11件にとどまり、単色からなる商標の登録はない（登録商標の検索日は2024年3月29日。J-Plat Patを使用）。

8) 平澤卓人「不使用取消審判と商標の使用」パテント76巻2号35頁（2023）。

しかし、色彩の場合を除き、いずれの議論においても、使用可能な商標が実際に少なくなるかどうかは明らかではなく¹⁰⁾、実証されているわけではないという意味でアネクトータルな状況である。日本においては商標が枯渇している、或いは、枯渇に近づいていると言えるのだろうか。

そこで、本稿は、米国での商標の枯渇に関する実証研究を参考として、日本においても、少なくとも一部において商標が枯渇しているといえるか実証することを目的とする。なお、分析対象を食品分野のオノマトペ商標とし、日本特許庁の登録状況をもとに検証する。

以下では、米国での実証研究の内容を概観したうえで（Ⅱ）、それを参考として日本特許庁に登録されている商標から、日本における食品分野のオノマトペ商標の分析を行う（Ⅲ）。そして、分析結果について検討を加え（Ⅳ）、今後の課題を提起する（Ⅴ）。

Ⅱ 米国での実証研究

本稿で紹介する米国での実証研究は、Barton Beebe 氏と Jeanne C. Fromer 氏（以下、両氏をあわせて「Beebe/Fromer」とし、両氏の論文を「Beebe 論文」とする。）が発表したものである¹¹⁾。米国においても、従来、商標となりうる語が無尽蔵にあることが前提とされてきた¹²⁾が、実際の登録商標を分析し、頻出

9) 西村雅子「一般名称と結合した商標の類否判断——最近の審決取消訴訟から——EMPIRE STEAK HOUSE 事件（知財高判令和5年1月17日令和4（行ケ）10087）」特許研究76号65頁（2023）においては、「辞書的な意味で好感度が高い既成語というのは、たいがい商標として既に登録されているため、『既成語＋普通名称（あるいは一般名称）』の態様を含む複数語からなる結合商標で登録せざるを得ない」状況になっていることを指摘し、このような文字の枯渇の問題を結合商標の類否判断の検討要素とすることを論じる。

10) 前掲注2)及び、コンセント制度導入について議論された産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会第9回から第11回の配布資料及び議事録からも、実際に商標の選択肢が減少しているのかどうかは明らかではない。なお、色彩に関しても明確というわけではないが、人が識別することができる色の数は有限であると考えられるため、理論上枯渇しうると考えられる。

11) Barton Beebe & Jeanne C. Fromer, Are We Running Out of Trademarks? An Empirical Study of Trademark Depletion and Congestion, 131 Harv. L. Rev. 945 (2018).

語、頻出姓、頻出音節からなる商標が枯渇している状況を実証している¹³⁾。

Beebe/Fromer は、まず一語のみからなる既登録商標を分析する¹⁴⁾。分析対象の商標は、USPTO に登録されている全商品・役務区分の全商標である。結果は、表1のようにまとめられる。そして、対象語または対象音節のうち、完全一致の商標として登録されている商標の数から枯渇の状況を明らかにした¹⁵⁾。

(表1) Beebe/Fromer による既登録商標の分析結果¹⁶⁾

対象語等		完全一致となる既登録商標の数(率)
頻出アメリカ英語	上位 1,000 語	813 語 (81.3%)
	上位 10,000 語	6,188 語 (61.9%)
頻出姓	151,671 姓	22,125 姓 (米人口の 55.4%)
頻出音節	10,753 音節	5,632 音節 (52.4%) ¹⁷⁾

加えて、Beebe/Fromer は、頻出アメリカ英語のうち、登録されていない語が、否定的な語等であること¹⁸⁾や、頻出音節のうち登録されていない音節が、一音節の商標として適切に機能しないものであること¹⁹⁾を指摘する²⁰⁾。

Beebe/Fromer は、言語商標の枯渇の状況とともに、混雑状態についても分析している²¹⁾。「商標の混雑」とは、あるひとつの語に対して、複数の商標権者が

12) 例えば、William M. Landes & Richard A. Posner, Trademark Law: An Economic Perspective, 30 J. L. & Econ. 265, 274 (1987)。

13) Beebe/Fromer は、商標の枯渇 (Trademark Depletion) を “the process by which a decreasing number of potential trademarks remain unclaimed by any trademark owner” と定義する (Beebe & Fromer, *supra* note 11 at 950)。

14) Beebe & Fromer, *supra* note 11 at 981-990。

15) なお、この全商品・役務区分の分析は、全産業分野のなかで他者が商標登録を行っていない分野を見つけることが難しくなっていることを表しているものであることから、Beebe/Fromer はより詳細に特定の区分 (第9類、第25類、第35類、第41類) における登録語の割合も検討している (*Id.* at 983, 984)。データセットについては、*Id.* at 973-977 参照。

16) Beebe/Fromer の分析をもとに筆者が作成したもの。表2も同じ。

17) 音節に関しては、一音節からなる商標として登録されていることを示す (表2の混雑の分析結果も同様)。

18) Beebe & Fromer, *supra* note 11 at 983。

19) *Id.* at 989。

20) Beebe/Fromer は完全一致の商標のほか、類似範囲の語や、登録商標の一部として含まれている語の状況についても分析している。詳細は齊藤・前掲注4) 参照。

21) Beebe & Fromer, *supra* note 11 at 1012-1020。

重複して商標登録を行っている状況をいう²²⁾。Beebe/Fromer は商標の混雑に関しても、枯渇と同様に、USPTO で登録されている商標に基づき分析する。分析結果は、表 2 のとおりである。商標として登録されている頻出語等のそれぞれについて、複数の商標権者が、重複して同じ語の商標登録を行っており、混雑状態にあることが実証されている。なお、Beebe/Fromer の分析では時間の経過により、混雑の度合いがより進んでいることも同時に示されている²³⁾。

(表 2) Beebe/Fromer による商標の混雑の分析結果 (全商品・役務区分)

対象語	商標登録されている語 (姓 / 音節) の数	1 語 (姓 / 音節) 当たりの平均商標権者数
頻出語 (名詞・形容詞) 上位 1,000 語	839 語	7.4 名
頻出姓上位 1,000 姓	854 姓	5.5 名
頻出音節 1,000 音節	758 音節	18.0 名

ある語が、初めて商標として登録された場合は、枯渇に近づき、既に登録されている語について重複して登録された場合は、混雑が発生していくとされる²⁴⁾。

以上の分析をもとに、Beebe/Fromer は米国で商標の枯渇や混雑が起こっていることを示した。そして、枯渇や混雑が生じていることによって、新規参入者の商標考案のコストが上がっていること、より効果の低い商標の選択につながっていること、消費者のサーチコストが上昇していること、商標の希釈化につながっていることなどの弊害が生じていることを指摘している²⁵⁾。

Beebe 論文で指摘されるこれらの状況は、日本においても発生しているのだ

22) Beebe/Fromer によると、言語商標の混雑 (Word-mark Congestion) とは、“the process by which a word mark that is already claimed is claimed by an increasing number of different trademark owners” と定義される (Beebe & Fromer, *supra* note 11 at 1012)。

23) 例えば、1985 年時点では、頻出名詞・形容詞上位 1,000 語のうち、登録商標されている語は 602 語であり、1 語当たり平均 2.7 の権利者による登録があったが、2016 年時点では 839 語が登録されており、1 語あたり平均 7.4 の権利者により登録されている状態となっている (Beebe & Fromer, *supra* note 11 at 1016)。頻出姓や頻使用音節についても同様に 1985 年と比較して 1 語当たりの平均商標権者数が多くなっていることが指摘される (Beebe & Fromer, *supra* note 11 at 1017-1021)。

24) *Id.* at 1013.

25) *Id.* at 1021-1029.

ろうか。以下、分析していく。

Ⅲ 日本における食品分野のオノマトペ商標の分析

1. 本稿の実証分析の範囲

本稿においては、食品分野でのオノマトペからなる商標を対象として、以下のデータを検索し、その検索結果を分析することにより、当該データに含まれる語が枯渇状態にあるといえるかどうかを検討する。

(1) 対象データ

本稿では、実証研究を手作業による集計で行っている。そのため、大規模な調査スเปックが必要となる Beebe/Fromer の実証研究のような、全商品・役務区分における全登録商標中に含まれる頻出語等の登録状況等の調査は行っていない。また、一部の商品・役務区分であっても枯渇の状況が発生しているのであれば、少なくともその範囲において活動をしている者には影響はあると考えられる²⁶⁾ため、本稿においては、一部の区分において、一部の語のカテゴリを対象とする。仮に、一部の語のカテゴリであったとしても、それらの語の特徴によっては、潜在的に商標の使用を望む者への枯渇による影響は大きい可能性がある。特にそれが、識別力が高くなく、本来的には誰でも使用可能と考えられるような語の場合は、その影響は看過できないだろう。

そこで本稿では、具体的には、対象とする語を、擬音語および擬態語（以下、合わせて「オノマトペ」という。）とする²⁷⁾。オノマトペとは、「音の響きと対象の特性や印象に結びつきが感じられるもの」などと定義されるもの²⁸⁾である。

26) ある区分において商標が枯渇しているからと言って、自身で使用予定の商品・役務自体を変えることは通常考えられない。ただし、使用予定の商標自体を再検討することは可能である。なお、Beebe/Fromer は、競争効果があり、既登録商標と混同するほど類似しない商標を決定するためにかかるコストが、既登録商標権者と比較して高くなることを、商標の枯渇の弊害の一つとして挙げている (Beebe & Fromer, *supra* note 11 at 1021)。

27) なお、本稿において「オノマトペ」には、擬音語（パリパリなど）・擬態語（ネパネバなど）のほか、擬声語（ヒイヒイなど）、擬情語（しみじみなど）なども含むこととする。

それゆえ、オノマトペは、少ない文字数で端的に情報を伝えることができるという特徴があり、実際にブランド名等としても多く使われている²⁹⁾。比較的短い文字数で、指定商品・役務の出所や品質、宣伝広告などの様々な機能を与えられている商標とオノマトペは同様の機能をもつ可能性があると考えられるため、オノマトペを分析の対象とするものである。また、オノマトペは、その定義の通り、状態や音をそのまま表している語でもあるため、本来的に識別力がさほど高い語ではないと考えられるためである³⁰⁾。

なお、商品・役務区分については、食品に関する商品区分とした。オノマトペ自体は、あらゆる場面で使われるものであるが、上述の通りオノマトペがブランド名として使用されることが多いなかで、実際に菓子の商品名の6.7%がオノマトペを含むとする分析がある³¹⁾など、オノマトペが商品の魅力を端的に示すことから購買意欲を喚起し³²⁾、菓子などの食品において商標的に使用される例が多く見受けられることからである³³⁾。

28) 坂本真樹『五感を探るオノマトペ「ふわふわ」と「もふもふ」の違いは数値化できる』9頁(共立出版、2019)。

29) 田守育啓『オノマトペ擬音語・擬態語をたのしむ』26頁(岩波書店、2002)は、広告、見出し、商品名等によく使われていることを例示したうえで、オノマトペは、「それ自体で出来事全体を表すことができる」「臨場感に富むヴィジュアルな描写力」、そして、「一般的なことばと違った形をしているために際立っている」という特徴から、オノマトペが広告や商品名などによく使われていると指摘する。また、坂本・前掲注28)、24頁以下では、実際にオノマトペが活用されたブランド名(商品名や企業名)の例を挙げたうえで、「オノマトペ的なブランド名の方が、感覚に直接的に働きかけ、イメージが湧きやすく、わかりやすい」と指摘されている。このブランド名の例のほか、森永製菓株式会社「もちもちジューシー HI-CHEW Premium」、株式会社ブルボン「フェットチーネグミ きゅん」とあまずっぱサワー」など、商品名以外の部分でも、商品の特徴を伝える語としてオノマトペは多用されている(2024年3月24日現在の商品情報。なお、下線部がオノマトペであり、下線は筆者による)。

30) ただし、西村雅子『商標法講義(第2版)』128頁(発明推進協会、2024)では、擬態語からなる商標について、「商品との関係において必ずしも記述的であると判断されるとは限らない」と指摘される。確かに、商標として登録されている以上は、識別力がある程度認められていると考えられ、指定商品・役務との関係で、常に識別力が低いとは言えないだろう。

31) 秋田喜美『日本認知科学会監修「認知科学のススメ」シリーズ オノマトペの認知科学』14頁(新曜社、2022年)では、1996年から2021年8月までに発売された菓子4,186個のうち、283個(6.7%)が商品名にオノマトペを含むという調査結果が紹介されている。

(2) 検索条件

具体的な検索条件は以下の通りとする。

(i) 検索対象語

検索対象語のオノマトペとして、武藤彩加氏による「味ことばの擬音語・擬態語」³⁴⁾(以下、「武藤論文」という)で紹介されるオノマトペ 181 語に若干の派生語³⁵⁾を加えた 192 語を対象とした(以下、「対象語」とする)。具体的な対象語は本章 2(2)(ii)①～④にて示す。なお、「サクッ」や「ツルッ」のような「～と」(格助詞)につながって表現される語には、それぞれ「サクット」や「ツルット」を含めている³⁶⁾。

(ii) 検索対象商標

検索日時時点でデータベースに搭載されている³⁷⁾、食品に関連する商品を含む商品区分である第 29 類、第 30 類、第 31 類、第 32 類、第 33 類³⁸⁾を含む商標を

32) 大橋正房+シズル研究会『SIZZLE WORD TREND「おいしい」感覚と言葉 食の世代』8 頁以下(B.MFT 出版部、2010)では、「おいしそう」「食べたい」「飲みたい」と感じる言葉として、多くのオノマトペが紹介されている。なお B.MFT による最新のレポート「おいしいを感じる言葉 Sizzle Word 2023」(<http://bmft.co.jp/publication/reports/sizleword2023/>、2024 年 6 月 30 日最終閲覧)においても、食感系のワードとして多くのオノマトペが紹介されている。

33) 坂本・前掲注 28)、135 頁以下では、痛みを伝える場面でのオノマトペにも言及されている。医薬品や医療関係サービスなどの商品・役務区分でのオノマトペ商標の登録状況についての分析も考えられよう。実際に 01B01(薬剤等)に関連して、「もやもや」(登録第 5069979 号)や、「ヒリヒリ」(登録第 5483057 号)などが登録されている。

34) 武藤彩加「味ことばの擬音語・擬態語」瀬戸賢一編著『ことばは味を超える おいしい表現の探求』241 頁(海鳴社、2003)。

35) 派生語として追加したのは、「キシッ」、「ゴロッ」、「ザクッ」、「バリッ」、「バリッ」、「プチッ」、「ブルンブルン」、「ボキッ」、「ホクッ」、「ボリッ」、「フワリ」の 11 語。武藤論文において、例えば「サクサク」とともに「サクッ」も含まれている場合もあるものの「ザクザク」については「ザクッ」が含まれていなかったため、追加した。

36) ただし、「コリッ」(登録第 5427596 号)と「コリット」(登録第 1306196 号)、「SAKU／サクッ」(登録第 2040195 号)と「サクット」(登録第 1693838 号)等とは非類似として登録されている可能性がある。

37) 検索日は 2024 年 3 月 10 日から 18 日。使用データベースとして、日本パテントデータサービス株式会社の「Brand Mark Search」を用いる。

検索対象とした。なお、検索対象には、現在登録されている商標のほか、既に権利が消滅している商標（拒絶確定または権利存続期間満了）、出願中の商標も含めた。検索範囲商標は各対象語と同一とされる範囲のみに限定しており、類似商標は検索範囲に含めていない。

2. 分析

以下では、上述の検索条件に従って検索した結果を分析する³⁹⁾。

(1) 検索結果

検索の結果、第 29 類、第 30 類、第 31 類、第 32 類、第 33 類のうち、第 30 類を含む商標が最も多く検出された。さらに、第 30 類のなかでも、類似群コード 30A01⁴⁰⁾の指定商品を含む商標が最も多く検出された。第 30 類に次いで多く商標登録があったのは、第 29 類⁴¹⁾であり、第 32 類、第 33 類と続き、対象語の登録が最も少なかったのは第 31 類である。

そこで本稿においては、最も多くの登録商標があった第 30 類について詳細を分析することとする。

38) 日本特許庁が定める類似商品・役務審査基準〔国際分類第 12-2024 版対応〕の各区分の注釈においては「第 29 類には、主として、動物性食品及び野菜その他の食用園芸作物であって食用のために加工又は保存加工したものを含む」、「第 30 類には、主として、植物性食品（果実及び野菜を除く。）であって食用のために加工又は保存加工したもの及び食品の香味を改良するための補助的な材料を含む」、「第 31 類には、主として、食用の処理をしていない陸産物及び海産物、生きている動植物及び飼料を含む」、「第 32 類には、主として、アルコール分を含まない飲料及びビールを含む」、「第 33 類には、主として、アルコール飲料（ビールを除く。）、エッセンス及びエキスを含む。」とされる。

39) 本稿では、包装情報の取寄せまでは行っておらず、前掲注 37) のデータベース上の情報と J-Plat Pat 上の情報から分析している。

40) 類似群コード 30A01 には、「菓子（肉・魚・果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものを除く。）、パン、サンドイッチ、中華まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、ホットドック、ミートパイ」などが含まれる（日本特許庁類似商品・役務審査基準〔国際分類第 12-2024 版対応〕）。なお、類似群コードとは、日本特許庁が付した数字とアルファベットからなる 5 桁のコードであり、「生産部門、販売部門、原材料、品質等において共通性を有する商品、又は、提供手段、目的若しくは提供場所等において共通性を有する役務をグルーピングし、同じグループに属する商品群又は役務群は、原則として、類似する商品又は役務であると推定」するものである（https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/bunrui/ruijigun_cord_reidai.html、2024 年 5 月 13 日最終閲覧）。

(2) 抽出データの整理

分析対象とした第30類については、さらに次の通り整理した。

(i) 分析対象商標の抽出

実際の権利行使や後願排除の場面を想定し、当該商標が使用または登録の障害となるかどうかという観点から、分析対象商標は、検出された登録商標のうち、以下を除いたものとした。

- ① 他の語を含んだ結合商標⁴²⁾
- ② 図形などを含んだ商標⁴³⁾
- ③ ほかの意味を生じる可能性がある当て字を含んだ商標⁴⁴⁾

なお、登録第5632028号「ふわり／FUWARI」⁴⁵⁾、登録第5402922号「ふわり／fuwari」⁴⁶⁾については、ロゴ風の態様になっているが、いずれもその態様のゆえに登録されているのか否かが審査の経過からは不明である。また、文字のみからなる「ふわり」に対して後願排除効を持つと考えられることから、単なる文字のみからなる商標として扱う。また、登録第6000481号「Full Full」については、「フルフル」というオノマトペを、同じ発音をもつ英単語で表したものと捉えられるが、「フルフル」の類似範囲内であると考えられることから、対象とし

41) 第29類は、71件、第32類は26件、第33類は25件、第31類は、17件の登録商標をそれぞれ検出している。なお、第29類の登録ではあるが、類似群コード30A01を含む2件（登録第6316610号「しっかり」（商標は後掲表6 No.57参照）、登録第6391965号「ぶんぶん／PUNPUN」（J-Plat Pat 商標照会（<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/TR/JP-2020-145791/40/ja>、2024年6月30日最終閲覧））については、30A01の登録としてカウントしている。

42) 例えば、登録第5501311号「シュワシュワトッピング」、J-Plat Pat 商標照会（<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/TR/JP-2011-062317/40/ja>、2024年3月24日最終閲覧）。

43) 例えば、登録第5955873号「§ザク／ザク」、J-Plat Pat 商標照会（<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/TR/JP-2016-106926/40/ja>、2024年3月24日最終閲覧）。

44) 登録第6379132号「ふん和り」、J-Plat Pat 商標照会（<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/TR/JP-2020-019770/40/ja>、2024年3月24日最終閲覧）は、同商標より前に出願された商標「ふんわり」の多くが3条1項による拒絶となっていることに鑑み、単に文字のみからなるオノマトペの「ふんわり」を使用することを妨げるものではないと考えられるため、分析対象から外した。

45) 商標は後掲表6 No.136参照。

46) 商標は後掲表6 No.137参照。

た⁴⁷⁾。

(ii) オノマトペの評価による分類

対象語には様々な意味をもつオノマトペが含まれる。その意味がどのような評価をもつのかによって、枯渇の状況に違いがある可能性がある。そのような観点での分析を行うために、対象語それぞれがどのような評価を含んだオノマトペであるかによって分類をおこなった。この分類は、武藤論文における「食品に対するプラス評価を表すオノマトペ」(103語)、「食品に対するマイナス評価を表すオノマトペ」(34語)、「プラス評価とマイナス評価のどちらにも限定できないオノマトペ」(37語)の評価を用い⁴⁸⁾、それぞれ「プラス評価」「マイナス評価」「ニュートラル」に分類した。なお、武藤論文においていずれの評価にも分類されていない対象語(18語)については、「いずれでもない」とした⁴⁹⁾。それぞれを構成する対象語は、次のとおりである。

① プラス評価 (103語)

アツアツ、アッサリ、カラッ (カラット)、カラリ、カリカリ、カリッ (カリット)、キーン、キラキラ、キリッ (キリット)、キリリ、グツグツ、コックリ、コッテリ、コトコト、コリコリ、コリッ (コリット)、サクサク、ザクザク、サクッ (サクット)、サククリ、ザックリ、ザクッ (ザクット)、サッパリ、サラサラ、サラッ (サラット)、サラリ、シコシコ、シッカリ、シットリ、シミジミ、シャキシヤキ、シャキッ (シャキット)、シャクシャク、シャッキリ (シャッキリット)、シャリシャリ、ジュウジュウ、ジュルジュル、シュワシュワ、スースー、スーッ (スーット、スー)、スカッ (スカット)、スッキリ、スベスベ、タツプリ、チュルチュル、ツーン、ツルッ (ツルット)、ツルツル、ツンツン、ドッシリ、トロッ (トロット)、トロトロ、トロリ、トロン、パリッ (パリット)、バリッ (バリット)、バリバリ、パリパリ、ハンナリ、ピーン、ヒヤッ (ヒヤット、ヒ

47) 商標は後掲表6 No.125 参照。

48) 武藤・前掲注34)、243頁では、「～していておいしい」「～していてまずい」という枠が問題なく当てはまるかどうかでプラスかマイナスかの判断がされている。

49) 派生語として追加した11語については、元の語の評価と同じ評価とした。

ヤ)、ヒンヤリ、フウフウ、フカフカ、プチッ (プチット)、プチプチ、フックラ、プッチン、プツリ、プツプツ、プツン、プリプリ、プリンプリン、フルフル、プルプル、プルンプルン、フワッ、フワフワ、フンワリ、フワリ、ホカホカ、ポカポカ、ポキッ (ポキット)、ポキポキ、ホクッ (ホクット)、ホクホク、ホコホコ、ホッコリ、ボッテリ、ホットスル、ホノボノシタ、ホヤホヤ、ポリッ (ポリット)、ポリポリ、ポリポリ、マツタリ、ムチムチ、ムツチリ、ムニユムニユ、モチッ (モチット)、モチモチ、モツチリ、ヤンワリ

② マイナス評価 (34 語)

カサカサ、ガサガサ、カスカス、カチカチ、ガチガチ、ギシギシ、ギトギト、グチャグチャ、ゴテゴテ、ゴリッ、ゴワゴワ、ジクジク、シナシナ、ジメジメ、ジャリジャリ、ジャリツク、スカスカ、ダブダブ、チクチク、ドロドロ、ドロリ、ドンヨリ、ネバネバ、バサバサ、パサパサ、バラケタ、バラバラ、ビショビショ、ブヨブヨ、プンブン、ベシャベシャ、ベタベタ、ボソボソ、モソモソ

③ ニュートラル (37 語)

カッカ、ガリガリ、キシキシ、キシッ、ギチギチ、クチャクチャ、クニャクニャ、グニャグニャ、クニユクニユ、グンニヤリ、コチコチ、ゴツゴツ、コテコテ、ゴロゴロ、ゴロツ (ゴロット)、ザラザラ、ザラツイタ、ズッシリ、ズドーン、ズルズル、チリチリ、ツブツブ、ニチャッ、ニチャニチャ、ヌメッ、ヌメヌメ、ネチネチ、ネットリ、ネトネト、パラパラ、ピリッ、ヒリヒリ、ピリピリ、フニャフニャ、ホロホロ、ボロボロ、モツタリ

④ いずれでもない (18 語)

ゴリゴリ、スナナリ、ヌラヌラ、ヌルッ、ヌルヌル、ヌルリ、ネチャネチャ、ネツチャリ、ネツチリ、ヒイヒイ、ピチャピチャ、ピチョピチョ、プツプツ、ベシヨベシヨ、ベツチャリ、ベツトリ、ベトベト、モゴモゴ

(iii) 権利状態の確認

① 権利が存続している登録商標の有無の確認

現在権利が存続している登録商標がある場合は、権利存続期間中に分類した。過去に登録商標があった場合であっても、すでに権利消滅している場合は、権利

消滅として扱った。

② 消滅商標の消滅理由の確認

上記①において現在登録商標がない場合、過去に権利満了となった登録商標があるか否か、審査等において拒絶が確定した商標があるか否かを確認した。さらに、後者の場合は、審査時の適用条文を確認した。

3. 分析結果

以上の整理の結果、対象語 192 語全体のうち、登録ありとなったオノマトペの数は、(表 3) に示すとおりである。

(表 3) 既登録商標のあるオノマトペの数 (登録率)

対象区分または類似群コード	登録数 (率)
第 30 類	83 語 (43%)
30A01	64 語 (33%)

ここで、オノマトペの商標についての評価を反映した場合どのようなようになるだろうか。「プラス評価」、「マイナス評価」、「ニュートラル」、「いずれでもない」のそれぞれについて、登録商標ありの割合を (表 4) に示す。

(表 4) 対象語の評価別登録件数 (率)

対象語の評価	登録内容	登録数 (登録率)
プラス評価 (103 語)	第 30 類の登録あり	74 語 (71.8%)
	30A01 の登録あり	57 語 (55%)
マイナス評価 (34 語)	第 30 類の登録あり	2 語 (5%)
	30A01 の登録あり	2 語 (5%)
ニュートラル (37 語)	第 30 類の登録あり	7 語 (18.9%)
	30A01 の登録あり	5 語 (13.5%)
いずれでもない (18 語)	第 30 類の登録あり	0 語 (0%)
	30A01 の登録あり	0 語 (0%)

その結果、「プラス評価」に分類される対象語で登録商標のある語は、74 語となり、登録率は、71.8% であった。プラス評価で登録商標のない語 29 件については、商標法第 3 条各号を含む理由で拒絶確定となっている語が 11 件⁵⁰⁾、商標

法第4条第1項第11号を理由とした拒絶確定となっている語が2件⁵¹⁾、権利消滅した商標がある語は6件⁵²⁾、対象語単体での登録がない語が10件⁵³⁾であった。なお、プラス評価の103語についての分析結果全体は本稿末尾の表6に掲載する⁵⁴⁾。

マイナス評価34語のうち登録されている2語にかかる登録商標は、「じゃりじゃり」（登録第5223527号⁵⁵⁾）及び、「ぷんぷん／PUNPUN」（登録第6391965号⁵⁶⁾）である。また、ニュートラルのうち登録されている7語にかかる登録商標は、「くちゃくちゃ」（登録第5938855号⁵⁷⁾）、「クニユクニユ」（登録第4911865⁵⁸⁾号）、「こてこて」（登録第3204891⁵⁹⁾号）、「ゴロゴロ」（登録第4511485⁶⁰⁾号）、「ゴロット」（登録第6025721⁶¹⁾号）、「チリチリ」（登録第

50) アツアツ、コックリ、スースー、ドッシリ、フックラ、フンワリ、フワフワ、ホカホカ、ホコホコ、ホヤホヤ、ムッチリの11語。

51) ザクザク、ボリボリの2語。

52) コリコリ、シミジミ、シャクシャク、スベスベ、ポカポカ、ホットスルの6語。なお、拒絶査定となっている語のなかで、過去に登録商標があった語もある。

53) コツテリ、サツパリ、シコシコ、ジュルジュル、バリッ、ビーン、ブツリ、ブツブツ、ブツン、ボツテリの10語。

54) 表6は、Brand Mark Searchの検索結果に筆者が対象語の情報などを加えたものである。表6で「対象語」列は、プラス評価の対象語、「商標」列は登録されている商標の商標見本、「出願・登録番号列」は登録番号があるものは登録番号を記載。登録番号がなく出願番号がある場合は出願番号を記載している。類似群コードは第30類の類似群コードを記載。ただし類似群コードが5以上付与されているものについては、「ほか」としてまとめた。「ステータス」列は、「拒絶確定」の場合は適用条文も記載。「権利消滅」の場合は権利満了日を記載。対象語のみからなる商標の出願が発見されなかったものについては、「出願なし」と記載した。なお、プラス評価の語103語について、重複して登録されている商標はすべて掲載したため、166行となっている。

55) J-Plat Pat 商標照会 (<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/TR/JP-2008-067875/40/ja>、2024年6月5日最終閲覧)。

56) 前掲注41) 参照。

57) J-Plat Pat 商標照会 (<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/TR/JP-2016-022848/40/ja>、2024年6月5日最終閲覧)。

58) J-Plat Pat 商標照会 (<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/TR/JP-2005-006438/40/ja>、2024年6月5日最終閲覧)。

59) J-Plat Pat 商標照会 (<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/TR/JP-1993-110583/40/ja>、2024年6月5日最終閲覧)。

60) J-Plat Pat 商標照会 (<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/TR/JP-2000-064243/40/ja>、2024年6月5日最終閲覧)。

5877535⁶²⁾号)、「ほろほろ」(登録第 6502032⁶³⁾号)である。いずれの評価にも分類されていない 18 語については、商標として登録されている語はなかった。

次に、1つの語について複数の登録がある語については、(表 5)のとおりとなった。

(表 5) 複数登録の状況

対象	登録されている語の数	1語当たりの平均商標権者数 ⁶⁴⁾
プラス評価 (103 語)	74 語	1.6 名
マイナス評価 (34 語)	2 語	1 名
ニュートラル (37 語)	7 語	1.6 名
いずれでもない (18 語)	0 語	—

複数の登録がある語は、具体的には、プラス評価の登録されている語 74 語のうち、「カラット」「カリカリ」「カリット」「キラキラ」「キリット」「コリット」「サクサク」「サククリ」「サクット」「ザクット」「サラサラ」「サラット」「サラリ」「しっかり」「シャキシヤキ」「シャキット」「シャッキリ」「スーツ」「スッキリ」「タツプリ」「トロット」「トロリ」「パリット」「パリパリ」「ヒンヤリ」「フーフー」「プチット」「プチプチ」「プッチン」「フルフル」「プルプル」「フワット」「フワリ」「ポキット」「ホッコリ」「マツタリ」「モチモチ」「モッチリ」の 38 語 (51%) である。ニュートラルな語で登録されている語 7 語では「コテコテ」「ゴロゴロ」「ゴロット」の 3 語 (42%) であり、マイナス評価の語は複数の登録がある語はなかった⁶⁵⁾。プラス評価で複数の登録がある 39 語のうち、最も登録件数が多いのは「サクサク」であり、4 名の権利者により、8 件の登録が行われている。商標権者が最も多いのは「サラサラ」で、5 名の権利者により、5

61) J-Plat Pat 商標照会 (<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/TR/JP-2017-069565/40/ja>、2024 年 6 月 5 日最終閲覧)。

62) J-Plat Pat 商標照会 (<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/TR/JP-2016-024063/40/ja>、2024 年 6 月 5 日最終閲覧)。

63) J-Plat Pat 商標照会 (<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/TR/JP-2020-031986/40/ja>、2024 年 6 月 5 日最終閲覧)。

64) Beebe/Fromer の平均商標権者数の算出式は明確ではないが、ここでは、登録されている商標ごとの商標権者数の平均数とした。

65) 評価がいずれでもない語については登録されている商標がない。

件の登録が行われている。

IV 検討

1. 日本における枯渴の状況

(1) 枯渴の状況

前章での分析の結果、プラス評価の対象語の71.8%はすでに登録商標があり、このうち、類似群コード30A01では、プラス評価55%の語に登録商標があることが分かった。本稿における対象語は、食品について視覚的・触覚的・味覚的・臭覚的な情報を伝える語である。そのなかでも、プラス評価である語、つまり良いイメージを想起させる語の多くが、すでに商標登録されており権利者に半永久の独占排他権が付与されていることとなる。そのため、これから第30類に属する新たな商品を導入しようとする新規参入者は、まだ登録のない29語から選択をするか⁶⁶⁾、プラス評価以外のオノマトベから選択するか、オノマトベ以外の語を用いるか、他の語を結合させて非類似の商標とすることが必要になる⁶⁷⁾。これは、Ⅱ章で紹介した米国における枯渴の状況と比較しても、枯渴していると考えられる状況であると言えよう。分析の対象語が限定的なものであることから、それらを使わないという判断は可能ではあるものの、前述の通り、少ない文字数で端的に情報を伝えることができるという特徴をもつオノマトベのみからなるこれらの対象語を、新規参入者は商標として使用することができないということも事実である⁶⁸⁾。また、本稿で紹介したBeebe/Fromerの実証は、全商品・役務区分のうちのいずれかに登録があるかどうかという判断としているため、商品・役務区分によっては、分析対象となっていた頻出語や頻出姓が全く使用できない

66) ただし、上述の通り、29語のうち11語は商標法第3条1項により拒絶された例があり、使用は可能であるが、登録できない可能性が高い。なお、第30類でも、類似群コードごとに考えた場合は、選択肢は多くなる。

67) 西村・前掲注9)、65頁で指摘されるとおりである。

68) 商標としての使用に該当するかどうかは明確ではない。そのため、実際には他人の登録商標があるにも拘らず、そのまま使用するという判断は、商標権者以外の者にとっては難しいものであろう。

というわけではない⁶⁹⁾。一方、本稿の分析においては、第30類のみを対象としており、そのなかでも、特定の類似群コード内(30A01)でも55%の対象語が登録されていることから、当該類似群コード内で対象語の半数以上が、権利者以外は使用できない状況であることが明らかとなった。

(2) 語の評価と枯渇の関係

本稿の分析からは、プラス評価、ニュートラル、マイナス評価の順に登録率が高くなっていることが分かった。対象語であるオノマトベが全体的に登録されているわけではなく、プラスの評価の語ほど圧倒的に登録されている語が多い。マイナス評価の対象語の5%、ニュートラルな対象語18.9%、いずれでもないオノマトベ0%と比較して、プラス評価のオノマトベのみ非常に高い71.8%が商標登録されていることが分かった。上述の通り、プラス評価の対象語については、枯渇の状況にあるといえると考えが、その他の評価の対象語については、枯渇しているまたは、枯渇に近づいているとは言えない。

Beebe/Fromerによる米国登録商標での実証においても、登録されていない語は、否定的な語などであることが示されていた。本稿における対象語でも米国と同様に、マイナス評価の語の方が登録されている率が低く、皆が使いたいと考えるような、プラス評価の語ほど登録されている率が高いことが改めて明確になった⁷⁰⁾。

2. 日本における混雑の状況

(1) 混雑の状況

前章で行った調査では、プラス評価の対象語で商標登録されている語の51%、ニュートラルな評価の対象語で商標登録されている語の42%が、複数の商標登録があることが分かった。対象語を新たに使用したいと考える者は、当該語に関して登録されているすべての商標権との関係を整理する必要がある⁷¹⁾ため、重

69) 前述の通り、Beebe/Fromerの実証は、他者が商標登録を行っていない分野があるかどうかという視点である(Beebe & Fromer, *supra* note 11 at 983)。

70) 西村・前掲注9)、65頁でも、「好感度の高い語」の枯渇についての懸念が示されている。

複して登録されている商標が多ければ多いほど、使用のための障壁が高くなることは想像に難くない⁷²⁾。また、Beebe/Fromer は、混雑の影響により、商標の希釈化が起こることも指摘している。本稿における対象語についても、食品という近しい商品区分内で、最大5名の権利者が同じ語の商標権を持っていることが分かった。もしそれぞれの権利者が同様に使用した場合、当該商標を見た者が権利者を連想するという一対一の想起関係の構築は、商標権者が1名の場合と比較して容易ではないだろう。本稿の分析では、対象語と同一の範囲のみを対象としているため、同一類似群コード内では基本的には同一商標は1件のみ登録されるはずであること、同一区分内でも類似群コードが異なればそれぞれに異なる権利者による登録が可能であるものの、通常は同一区分内の近しい商品・役務も含めて権利化をすることが多いことから、同一商標を対象とする限り当該同一区分内で商標の混雑は基本的にはさほど発生しないと考えられる⁷³⁾。ただし、すでに多くの対象語が商標登録されていることから、権利者以外の者が、それらの語の使用を望む場合は、他の語を結合させるなどして登録させることや、コンセンメント制度の導入により類似範囲の登録が可能になる可能性があることを考えると、類似範囲の混雑状況は今後増えていくものと考えられる。

71) 商標権者から使用許諾を受けることや不使用取消審判（商標法第50条）の請求を行うことが選択肢としては考えられる。

72) 実際に、対象語「サクサク」については、合計8件の登録商標が併存しているが、商標「さくさく」（登録第3369145号）、商標「サクサク」（登録第4238196号）については、同一請求人がそれぞれについて、不使用取消審判請求を行っている（審判番号2011-300629及び2011-300630）。

73) なお、Beebe/Fromerの実証と比較して平均商標権者数が少ないのは、Beebe/Fromerの分析対象が、全商品・役務区分であるため、完全同一の語であっても、指定商品・役務が異なれば登録されうするためである。一方本稿では、第30類のみを対象としており、一区分内で類似群コードによって、複数の商標権者によりすみ分けがされる程度がさほど多くないと考えられる。なお、通常同一の類似群コード内で、同一商標は重複して登録されない。しかし、類似群コード30A01に関しては、類似商品・役務審査基準〔国際分類第10版対応〕の導入により、第9版までは、32F06に分類されていた商品が、30A01に付け替えられたため、同じ30A01の類似群コードが付与された同一の語の商標登録が複数ある状態となっている。

(2) 語の評価による混雑への影響

Beebe/Fromer の実証では、複数の登録があり混雑している語がどのような語であるのかという分析は行われていなかった。前章での分析では、多少ではあるもののプラス評価の語、ニュートラルな語の順で重複して商標登録されている語の割合が高いことはわかった。プラス評価の語ほどすでに登録されている語が多いことを考えると、類似商標等の登録数は、それに合わせて多くなり、混雑も発生すると考えられる。

V 残された課題

1. 本稿での分析結果

本稿では、商標の枯渇が実際に生じているといえるかどうか、一部の区分で、一部のカテゴリの語について検討を行った。その結果、食品関連で味などを想起するオノマトペの対象語について、食品関連の商品区分である第 30 類において、プラス評価の語は枯渇状況といえることが明らかになった。また、そうではない評価の語については、枯渇している状況とは言えないこと、プラス評価の語の方が、同一の語に複数の登録商標がある割合が高いことが併せて確認できた。

しかし、本稿の対象範囲は非常に狭い範囲であり、より広範な語について、全商品・役務区分について一般化できるわけではない。対象語が第 30 類に関連する商品分野において、すでに使用できるものが少なくなっている以上のことがいえるものではない。Beebe/Fromer の行った実証研究のような広範な実証を実際に日本で行うことができるかどうかや、その結果枯渇しているといえるかどうかは別に検討が必要である。

さらに、Beebe/Fromer は、枯渇を裏付けるために、上記で紹介をした登録されている語の割合以外に、新語を含む出願や登録が増加していること、商標を構成する語や音節数、文字数が長くなっていったことなどを実証している⁷⁴⁾。加えて、審査において拒絶された商標の分析も行っている⁷⁵⁾。一方で、本稿に

74) Beebe & Fromer, *supra* note 11 at 999-1003.

75) *Id.* at 1003-1008.

においては、対象語と同一の範囲で抽出した商標のみを対象としているため、これらのような検証を行うことはできていない⁷⁶⁾。

また、枯渇の発生やその影響を検討するにあたっては、以下に示すような視点の課題を踏まえる必要があろう。

2. 枯渇状況の発生に関連する視点

(1) 法制度

米国の実証との比較により枯渇の状況を検討する場合、日米の法制度の違いに注目する必要がある。法制度の最も大きな違いとして、商標権の成立を登録によることを原則とするか（登録主義）、使用の事実によって商標権が成立するとするか（使用主義）という点があろう⁷⁷⁾。日本の商標法は、登録主義を基本としつつも、使用主義的側面として不使用取消審判制度⁷⁸⁾や使用の意思の要求⁷⁹⁾などがある。一方、米国は使用主義を原則とする法制度をとり、原則として使用をしない商標は登録されない制度を採用。この違いは、出願時の指定商品・役務の範囲や、更新期ごとにどの程度の割合で更新されるかどうかなどに影響すると考えられる。

Beebe 論文の発表後、米国では、Trademark Modernization Act が発効⁸⁰⁾し、

76) Beebe/Fromer は、現代アメリカ英語コーパスの頻出単語リストや、連邦国勢調査の頻出姓リストに掲載のない単語を新語とする (*Id.* at 1000)。本稿の対象語のなかで、辞書に掲載されていない語が14語（キシッ、クニユクニユ、シャクシャク、ジャリツク、チュルチュル、ネチャネチャ、ネッチャリ、ピチョピチョ、プッチン、フルフル、ベシャベシャ、ベショベショ、ベッチャリ、ムニユムニユ）あった。これは比較的定着していない新語ともいえる可能性はある。ただし、対象語のうち商標登録されている語のなかで、これらの辞書に意味の記載がない語の登録時期が最近のものであるとは言えず、いつ頃から存在する語であるかは不明である。なお、それぞれの登録時期は、シャクシャク（1997年登録）、ムニユムニユ（2003年登録）、クニユクニユ（2005年登録）、チュルチュル（2007年登録）、プッチンおよびフルフル（いずれも2017年登録）である。なお、確認に用いた辞書は、山口仲美編『擬音語・擬態語辞典』（講談社、2015）、新村出編『広辞苑第6版』（岩波書店、2008）、オンライン辞書である goo 辞典 (<https://dictionary.goo.ne.jp/>、2024年4月6日最終閲覧) である。

77) 日米それぞれの登録主義、使用主義に関しては、渋谷達紀『商標法の理論』（東京大学出版会、1973）参照。

78) 商標法第50条。

79) 商標法第3条第1項柱書。

未使用の商標を取り消すための手続きが導入された。この法律では、登録後3年以上使用されていない商標について、第三者が登録商標の指定商品・役務の一部または全部の取消を請求できる。また、登録後5年以内に、使用を基礎として登録された商標について、使用されていないことを理由として、取り消しを求める再審査の請求も可能である。そのため、もとより使用主義を採る米国では、これまで以上に不使用の商標の蓄積はなくなるものと考えられる。Beebe/Fromerは、不使用商標を整理することは、使用されていない商標を再利用に導くため、枯渇や混雑を減少させると指摘している⁸¹⁾。不使用商標が蓄積され続けることなく、リリースされた場合、新規参入者の商標選択の余地は増えるだろう。一方で、使用されていない商標が蓄積され続けるのであれば、枯渇の状況を深刻化する方向に与える影響も大きいと考えられる⁸²⁾。翻って日本では、使用されていない商標に対する不使用取消審判制度はあるが⁸³⁾、更新時の使用状況の確認などはない。

このような法制度の違いは、商標の枯渇に影響を与えるのだろうか。日米での枯渇の状況を比較検証するにあたっては、法制度の違いという点を考慮に入れることは不可欠であろう⁸⁴⁾。

(2) 使用言語

さらに、枯渇の発生に関しては、使用言語からの視点の影響も考えられる。商

80) 2021年12月18日発効 (<https://www.uspto.gov/trademarks/laws/2020-modernization-act>, 2024年4月4日最終閲覧)。

81) Beebe & Fromer, *supra* note 11 at 1035.

82) 田村・前掲注5)、17頁では、「登録主義の下では、使いもしない商標が登録され、商標選定の自由が妨げられることになりがちである」と指摘されている。

83) 特許庁『特許行政年次報告書2022年版』73頁 (<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2022/document/index/020106.pdf#page=4>, 2024年4月6日最終閲覧)によると、年間の取消審判の件数は、取消審判全体で1000件前後である。なお、平澤・前掲注8)は不使用取消審判制度において、商標として使用されていない商標が維持されることによる枯渇への影響を指摘するものである。

84) 齊藤・前掲注4)、350頁においては、法制度の違いから日本の方が米国と比較して枯渇の状況が深刻な可能性があるのではないかと指摘しているが、実際の状況は別途比較が必要であろう。なお、不使用商標の蓄積については、法制度のほかにも企業の寿命やブランドのライフサイクル等も影響要因となりうると考えられる。

標の枯渇について、本稿で実証した範囲を超えて、日本でも米国と同様に商標の枯渇が生じている可能性がある。一方で、日本語と英語とでは、日本語の方がはるかに語の組み合わせの選択肢が多いという指摘もある⁸⁵⁾。商標を登録しようとする国において主に使用される言語が、日本語か英語か、当該国において外国語がどの程度受け入れられているかという違いは、潜在的に商標となりうる語がどのくらい存在するかという点に関係するだろう。そこで扱われる文字数や、文字種、単語数などのバリエーションが多ければ、商標が枯渇するかどうかを分析する際の分母も大きくなると考えられるためである。実際に枯渇が生じているのかどうかの判断には、このような使用言語による影響を検討する視点も必要であろう。

3. 枯渇により生じる影響に関連する視点

前節では、法制度の違いや使用言語の違いが枯渇状況の発生に影響を与える可能性を指摘した。枯渇の状態が発生している場合、どのような語が枯渇しているのかによって、対策や影響が異なる場合もあるのではないだろうか。本節では、これらに関係すると考えられる視点について、触れておくこととしたい。

(1) 語の識別力

本稿で実証した対象語は、オノマトペである。上述のとおりオノマトペは、物事の状態や音などを端的に表す語であり、本質的にあまり識別力が高いものではない。オノマトペが商品の特徴を伝えるために使われるものであるならば、それが枯渇し、新規参入者が自由に使うことができるオノマトペがほとんどないという状況は、問題ないのだろうか。これは、自由に使える色がなくなってしまうこ

85) 藤野忠「商標の『藪』を乗り越えるために～企業内実務者視点からの一試論」知的財産法政策学研究 67号 16頁 (2023) においては、「日本語は『50音』ですし、平仮名もあれば片仮名も漢字もあり、アルファベットと組み合わせることもできますので、それらを掛け合わせていくと、英語のアルファベット 26文字の組み合わせとでは比較にならないくらい選択肢の数は多いだろう」と指摘される。しかし、「その言語において意味の違いに関わる最小の音声的な単位」(庵功雄『新しい日本語入門 (第2版)』(スリーエーネットワーク、2012) 19頁)である音素は、英語の方が数が多く、必ずしも文字種や文字数のみでは比較できないと考えられる。

とが危惧された色彩の枯渇の問題と同様のようにも考えられる。Beebe/Fromer が枯渇を実証した頻出英語なども、指定商品・役務の内容によっては、同様に識別力がさほど高くない場合も多いと考えられよう。

識別力が最も高いと考えられる語は、既存語ではなく語それ自体に商標としての意味以外の意味を持たない造語からなる商標 (Fanciful mark⁸⁶⁾) であるが、造語が枯渇することは通常考えづらい⁸⁷⁾。一方、Arbitrary mark や Suggestive mark、或いは Descriptive mark に該当する商標は、カテゴリによっては、枯渇する場合もあるといえる。Beebe/Fromer により枯渇していると指摘される頻出英語⁸⁸⁾や、本稿で対象としたオノマトペがそれに該当する。そして、このような何らかのカテゴリに分類される語が、枯渇の状態や、枯渇に近づきつつあるような状態となる場合で、なおかつ、指定商品・役務との関係で識別力がさほど高くない場合、色彩に関する議論と同様、当該カテゴリに属する語については、商標登録に関して、より厳格に識別力の審査を行うなどの対策が求められるのではないだろうか⁸⁹⁾。枯渇の影響や、その対策を検討するにあたっては、枯渇状況にある語の識別力の程度も踏まえる必要があろう。

86) 商標を Fanciful mark (造語商標), Arbitrary mark (恣意的商標), Suggestive mark (暗示的商標), Descriptive mark (記述的商標) および Generic mark (普通名称) というスペクトラムでとらえる考え方 (Abercrombie Spectrum) は、Abercrombie & Fitch Co. v. Hunting World, Inc., 537 F.2d 4 (2d Cir. 1976) において、2nd Circuit が示したものである。商標が特徴的であるほど、出所表示として機能しやすく、商標としての保護を受けやすいとされる。米国の判例による理論であるが、西村・前掲注 30)、12 頁などでも紹介される通り、日本においても同様に考えられるものである。なお、Generic mark は、商標法第 3 条第 1 項第 1 号により、商標として登録されないため、枯渇は生じない。Descriptive mark についても、記述的であるならば、商標として登録されないが (商標法第 3 条第 1 項第 3 号)、暗示的か、記述的かどうかについては一律に判断できないため、枯渇の可能性がないわけではない。

87) 造語は、使用可能な文字を自由な語数で自由に組み合わせることで創ることができるため。ただし、英語に関しては、発音できる組み合わせに限定されると考えられる。

88) Beebe/Fromer が枯渇を実証している対象のうち頻出姓については、アメリカ合衆国商標法第 2 条 (e) (4)、(f) の規定から、識別力を獲得して登録されているものと考えられるため、ここでの議論の対象とはしていない。

89) この点について Beebe/Fromer は、「記述的商標に対する不可争化を制限するか、記述的商標が不可争の状況にあっても、後天的識別力の主張に対する異議を認めるよう、ランダム法を改正すべきである」と指摘する (Beebe & Fromer, *supra* note 11 at 1036)。

(2) 語の性質

最後に、実際に枯渇している可能性があるとしても、その枯渇している語の性質によっては、影響の大きさが変わってくる可能性があることについて言及したい。

Beebe/Fromer は、商標の枯渇に関して、新語からなる商標の割合が増えていることを指摘している⁹⁰⁾。しかし、新語の生成が容易に行われ、容易に意味が受け入れられるのであれば、既存語が枯渇の状態にあったとしても、さほど新規参入者にとっての弊害とはならない可能性もある。実際、本稿において取り上げたオノマトペは、新しく生成されやすいといわれる⁹¹⁾。またオノマトペは、語とその語の意味の関係が恣意的ではなく、何らかの関係があるともいわれるため⁹²⁾、新しく生成されたものであっても、言語学上、恣意的とされる語と比較して理解もされやすい可能性もある。オノマトペと同様に、枯渇していると考えられる語のカテゴリが、新語が創られやすく、意味も理解されやすい性質を持つものであれば、新しい語を創るコストは多少かかるにしても、枯渇の状態にあるとしてもさほど大きな問題ではないといえる可能性もある。商標の枯渇の問題を考えるにあたっては、このような言語学の視点での検討も有用であろう。

90) Beebe & Fromer, *supra* note 11 at 999-1000 では、出願人が頻出語や頻出姓から離れ、新語へ移行していることを指摘する。意味を理解するためにより費用が掛かり、容易に記憶しづらい新語の使用に頼らざるを得ないというような傾向が商標システムにおける言語商標の枯渇と矛盾しないという。そして新語からなる一語商標の割合が増えていることを示している。

91) 坂本・前掲注 28)、8 頁においては、「日本語は、五十音を組み合わせで新しいオノマトペを生み出すことができる言語」であると指摘される。また、秋田・前掲注 31)、16 頁では、「オノマトペの語形を若干いじる」方法や、「既存のオノマトペの前半（ないし全体）と一般語の後半（ないし全体）を混ぜ合わせ、新たな名前を創作する」ことができるとし、これはオノマトペの柔軟性故であると指摘される。

92) 田守育啓、ローレンス・スコウラップ著『オノマトペ——形態と意味』（くろしお出版、2001）5 頁では、たとえば、「がたん」は音を模倣したものと指摘される。同旨の指摘として清水祐一郎ほか「ユーザの感性的印象に適合したオノマトペを生成するシステム」人工知能学会論文誌 30 巻 1 号 319 頁（2015）などがある。なお、「猫」や「木」などのようなオノマトペではない通常の語は、語と意味の関係は恣意的とされる（例えば、なぜ「猫」を「猫」というのかに必然性はないとされる（前掲注 31)、30 頁）。一方前掲注 76) に記載した辞書に掲載がない語についても、我々（日本語話者）は、どのような状態を示すオノマトペであるか、ある程度想定できる。これはオノマトペと意味の間に、何らかの関係があるからと言えよう。

これらのような視点による分析については、今後の課題として捉えたい。

本稿執筆にあたり、国際ファッション専門職大学教授 西村雅子氏、目白大学専任講師 五所万実氏に多くのご示唆をいただいた。また日本石鹼洗剤工業会専務理事 高岡弘光氏には実務視点でのご助言をいただいた。心より感謝申し上げる。

(表6) プラス評価の対象語分析結果一覧

No.	対象語	商標	出願・登録番号	登録日	類似群コード	ステータス
1	アツアツ	あつあつ	1999-045061		第30類 32F03	拒絶確定 第3条1項各号+第4条1項16号
2	アツサリ	あっさり	1329058	1978/03/27	第30類 30A01,32D04,32F03,32F04,32F06ほか	権利存続期間中
3	カラッ(カラット)	カラット CARAT	2154495	1989/07/31	第30類 33A01,33A02,33A03	権利存続期間中
4	カラッ(カラット)	カラット CARAT	1874214	1986/06/27	第30類 32F03	権利存続期間中
5	カラッ(カラット)	CARAT	国際登録 1011025	2010/05/21	第30類 29B01,30A01	権利存続期間中
6	カラリ	CA・LA・RI カ・ラ・リ	5925204	2017/02/24	第30類 30A01	権利存続期間中
7	カリカリ	カリカリ	5266580	2009/09/18	第30類 30A01	権利存続期間中
8	カリカリ	カリカリ	2451368	1992/08/31	第30類 30A01,32D04,32F03,32F06,32F08ほか	権利存続期間中
9	カリッ(カリット)	カリッと	5681943	2014/06/27	第30類 31A01,31A02,31A03,31A04,31A05	権利存続期間中

10	カリッ(カリット)		5395520	2011/03/04	第30類 30A01,32F03,32F06,32F09,33A01ほか	権利存続期間中
11	カリッ(カリット)		2644323	1994/04/28	第30類 30A01	権利存続期間中
12	キーン		5186259	2008/12/05	第30類 30A01	権利存続期間中
13	キラキラ	キラキラ	5349570	2010/08/27	第30類 30A01,31A01,31A02,31B01,32F03ほか	権利存続期間中
14	キラキラ		5256496	2009/08/14	第30類 30A01	権利存続期間中
15	キラキラ	きらきら	2602539	1993/11/30	第30類 33A01,33A02,33A03	権利存続期間中
16	キリッ(キリット)	きりっと	5412865	2011/05/20	第30類 29A01,29B01,31D01,32D04,32F04ほか	権利存続期間中
17	キリッ(キリット)	きりっと	4049382	1997/08/29	第30類 30A01	権利存続期間中
18	キリリ(キリリト)	きりり	3305087	1997/05/16	第30類 04D01,29A01,29B01,29D01,30A01ほか	権利存続期間中
19	グツグツ	ぐつぐつ	5511025	2012/07/27	第30類 04D01,30A01,31A01,31A02,31A03ほか	権利存続期間中

20	コックリ	こっくり	2021-118474		第30類 01A01,29A 01,29B01, 29D01,30A 01ほか	拒絶確定 第3条各号+ 第4条1項11 号
21	コッテリ					出願なし
22	コトコト	ことこと	4564329	2002/04/26	第30類 30A01,32F 03,32F06, 32F09	権利存続期間 中
23	コリコリ	コリコリ	0816830	1969/05/15	第30類 30A01	権利消滅 満了日 2019/05/15
24	コリッ(コ リット)	コリッ	5427596	2011/07/22	第30類 29A01,29B 01,30A01, 32F03,32F 09	権利存続期間 中
25	コリッ(コ リット)	コリット	1306196	1977/10/20	第30類 30A01	権利存続期間 中
26	サクサク	さくさく サクサク	2290755	1990/12/26	第30類 30A01	権利存続期間 中
27	サクサク	さくさく	3369145	1998/03/06	第30類 04D01,29A 01,30A01, 31A01,31A 03ほか	権利存続期間 中
28	サクサク	サクサク	4238196	1999/02/12	第30類 29A01,29D 01,30A01, 31A01,31A 03ほか	権利存続期間 中
29	サクサク	サクサク	5008356	2006/12/08	第30類 32F03	権利存続期間 中

30	サクサク	さくさく	5008355	2006/12/08	第30類 32F03	権利存続期間 中
31	サクサク	SAKU SAKU	5264593	2009/09/11	第30類 30A01,32D 04,32F03, 32F04,32F 06ほか	権利存続期間 中
32	サクサク	サクサク	5474323	2012/03/02	第30類 31A02	権利存続期間 中
33	サクサク	サクサク	5565877	2013/03/15	第30類 33A03	権利存続期間 中
34	ザクザク	ZAKUZAKU	2018- 023825		第30類 29A01,29B 01,30A01, 31A01,31A 02ほか	拒絶確定 第4条1項11 号
35	サクツ(サ クツ)	サクツ	1693838	1984/06/21	第30類 30A01	権利存続期間 中
36	サクツ(サ クツ)	SAKU サクツ	2040195	1988/04/26	第30類 30A01	権利存続期間 中
37	サックリ	SACCRI サックリ	5454758	2011/12/02	第30類 30A01	権利存続期間 中
38	サックリ	さっくり	5054290	2007/06/15	第30類 30A01	権利存続期間 中
39	サックリ	サックリ SACKLY	3369484	1998/04/17	第30類 30A01	権利存続期間 中

40	ザックリ	ざっくり	4173883	1998/08/07	第30類 30A01	権利存続期間 中
41	ザクツ(ザ クツ)	ZAKU ザクツ	2078074	1988/09/30	第30類 30A01	権利存続期間 中
42	ザクツ(ザ クツ)	ザクツと	6133620	2019/03/29	第30類 01A01,04D 01,29A01, 29D01,30A 01ほか	権利存続期間 中
43	サッパリ					出願なし
44	サラサラ	さらさら	5799653	2015/10/16	第30類 29A01	権利存続期間 中
45	サラサラ	サラサラ	3139179	1996/04/30	第30類 30A01,32F 03,32F09	権利存続期間 中
46	サラサラ	サラサラ	2712349	1996/01/31	第30類 31A01,31A 02,31A04	権利存続期間 中
47	サラサラ	サラサラ	2033031	1988/03/30	第30類 33A01,33A 02,33A03	権利存続期間 中
48	サラサラ	サラサラ	1801450	1985/08/29	第30類 30A01	権利存続期間 中
49	サラッ(サ ラッ)	さらっと	6129773	2019/03/15	第30類 29A01,29B 01,32D04, 33A03	権利存続期間 中

50	サラッ(サラット)	さらっと	5097110	2007/12/07	第30類 31A01,31A02,31A04,31A05	権利存続期間中
51	サラリ	さらり	6685673	2023/03/31	第30類 04D01,29B01,29D01,30A01,31A01ほか	権利存続期間中
52	サラリ	さらり	6368103	2021/03/24	第30類 29A01	権利存続期間中
53	サラリ	さらり サラリ	5799652	2015/10/16	第30類 29A01	権利存続期間中
54	サラリ	さらり	4075504	1997/10/31	第30類 29B01,29D01,30A01,31A01,31A02ほか	権利存続期間中
55	シコシコ					出願なし
56	シツカリ	しっかり	2715102	1996/07/31	第30類 04D01	権利存続期間中
57	シツカリ	しっかり	6316610	2020/11/13	第29類 30A01,32A01,32B01,32C01,32D01ほか	権利存続期間中
58	シツトリ	しっとり	2284971	1990/11/30	第30類 29A01,29B01,29D01	権利存続期間中
59	シミジミ	しみじみ	4433739	2000/11/17	第30類 01A01,04D01,29A01,29D01,30A01ほか	権利消滅満了日 2020/11/17

60	シャキ シャキ	シャキ シャキ	4183286	1998/09/04	第30類 30A01,32F03,32F04,32F06,32F08ほか	権利存続期間中
61	シャキ シャキ	シャキシャキ	4824311	2004/12/10	第30類 30A01,32F03,32F06,32F08,32F09ほか	権利存続期間中
62	シャキツ (シャキツト)	シャキツと!	5094220	2007/11/22	第30類 29A01,29B01,29D01	権利存続期間中
63	シャキツ (シャキツト)	シャキツト	2380086	1992/02/28	第30類 33A01,33A02,33A03	権利存続期間中
64	シャキツ (シャキツト)	シャキツト	1539267	1982/09/30	第30類 29A01,29B01,29D01	権利存続期間中
65	シャキツ (シャキツト)	シャキツ!!	4746981	2004/02/13	第30類 01A01,04D01,30A01,31A01,31A02ほか	権利存続期間中
66	シャク シャク	シャクシャク	3329144	1997/07/04	第30類 30A01	権利消滅満了日 2007/07/04
67	シャツキ リ(シャツキリト)	シャツキリ	4511610	2001/10/05	第30類 01A01,29D01,30A01,31B01,32F06ほか	権利存続期間中
68	シャツキ リ(シャツキリト)	シャツキリ	3295037	1997/04/25	第30類 30A01,31A01,31A02,31A03,31A04ほか	権利存続期間中
69	シャリ シャリ	シャリシャリ	3101785	1995/11/30	第30類 30A01	権利存続期間中

70	ジュウ ジュウ	じゅうじゅう	1541822	1982/09/30	第30類 30A01,32D04,32F03,32F04,32F06ほか	権利存続期間中
71	ジュル ジュル					出願なし
72	シュワ シュワ	SHUWA SHUWA シュワシュワ	5134763	2008/05/16	第30類 30A01	権利存続期間中
73	スーソー	スーソー	1999-038304		第30類 30A01	拒絶確定 第3条1項各号+第4条1項16号
74	スーツ (スー、 スーツ)	スー S O O	2107594-1	1989/01/23	第30類 04D01	権利存続期間中
75	スーツ (スー、 スーツ)	スー S O O	1985582	1987/09/21	第30類 30A01	権利存続期間中
76	スカッ(スカット)	SKATT スカット	2241930	1990/06/28	第30類 29A01,29B01,29D01	権利存続期間中
77	スツキリ	すつきり	5796453	2015/10/02	第30類 30A01,32F03,32F06,32F09	権利存続期間中
78	スツキリ	スツキリ	0994919	1973/01/20	第30類 29A01,29B01,29D01	権利存続期間中
79	スツキリ	スツキリ	0685396-1	1965/09/09	第30類 04D01	権利存続期間中

80	スベスベ	すべすべ	2423505	1992/06/30	第30類 29A01,29B01,29D01	権利消滅満了日 2012/06/30
81	タツブリ	たっぶり	2476931	1992/11/30	第30類 31A01,31A02,31A03,31A04,31A05ほか	権利存続期間中
82	タツブリ	たっぶり	1599960	1983/07/28	第30類 29A01,29B01,29D01	権利存続期間中
83	チュル チュル	ちゆるちゆる	5068646	2007/08/10	第30類 01A01,04D01,29A01,29D01,30A01ほか	権利存続期間中
84	ツーン	ツーン	4014006	1997/06/20	第30類 04D01,29A01,29B01,29D01,30A01ほか	権利存続期間中
85	ツルツ(ツルツ)	つるっと	5135602	2008/05/23	第30類 29D01,30A01,31A01,31A02,31A05ほか	権利存続期間中
86	ツルツル	つまつま	0651807	1964/09/07	第30類 30A01,32D04,32F03,32F04,32F06ほか	権利存続期間中
87	ツンツン	ぶんぶん	1282188	1977/07/08	第30類 30A01,32F03,32F04,32F06,32F08ほか	権利存続期間中
88	ドッシリ	どっしり	2015-040179		第30類 30A01,31A01,31A02,31A03,31A04ほか	拒絶確定 第3条各号+第4条1項11号
89	トロツ(トロツ)	TROT トロツ	5144311	2008/06/20	第30類 29A01,29B01,30A01	権利存続期間中

90	トロツ(トロツト)	とろっと	4546097	2002/02/22	第30類 30A01,31A01,31A02,31A03,31A04ほか	権利存続期間中
91	トロツ(トロツト)	とろっ	5109229	2008/02/01	第30類 30A01	権利存続期間中
92	トロトロ	とろとろ	4389748	2000/06/09	第30類 30A01	権利存続期間中
93	トロリ	とろり	3370541	1998/10/23	第30類 30A01	権利存続期間中
94	トロリ	トロリ	2696222	1994/09/30	第30類 30A01,32D04,32F03,32F06,32F08ほか	権利存続期間中
95	トロン	TORON とろん	5300383	2010/02/12	第30類 31A01,31A02,31A03,31A04,31A05	権利存続期間中
96	パリッ(パリット)	パリッと ぱりっと PARITTO Paritto	5279361	2009/11/13	第30類 30A01	権利存続期間中
97	パリッ(パリット)	パリッ	2550823	1993/06/30	第30類 30A01	権利存続期間中
98	パリッ(パリット)					出願なし
99	バリバリ	バリバリ	4888002	2005/08/12	第30類 30A01	権利存続期間中

100	パリパリ	PARI-PARI パリパリ	2484334	1992/12/25	第30類 30A01	権利存続期間 中
101	パリパリ	PARI PARI	4607380	2002/09/27	第30類 32F03,32F04,32F06	権利存続期間 中
102	ハンナリ		4093802	1997/12/19	第30類 29B01,30A01,32F09	権利存続期間 中
103	ピーン (ヒーン)					出願なし
104	ヒヤッ(ヒヤ、ヒヤット)	H i Y A	6231135	2020/03/02	第30類 29A01,29B01,30A01,32F09	権利存続期間 中
105	ヒンヤリ	ひ ん や り	3291158	1997/04/25	第30類 29A01,29B01,29D01,30A01,31A02ほか	権利存続期間 中
106	ヒンヤリ	ひんやり	2398560	1992/04/30	第30類 01A01	権利存続期間 中
107	フウフウ	ふうふう	4873153	2005/06/17	第30類 29A01	権利存続期間 中
108	フウフウ	fue fue 	6386124	2021/05/07	第30類 29B01,30A01,32F03,32F06	権利存続期間 中
109	フカフカ	FUKA FUKA	2002836	1987/11/20	第30類 30A01,32D04,32F03,32F04,32F06ほか	権利存続期間 中

110	プチッ(プチット)	プチット	5783091	2015/07/31	第30類 29A01,31A01,31A02,31A03,31A04ほか	権利存続期間中
111	プチッ(プチット)	ぷちっと	5434543	2011/08/26	第30類 30A01	権利存続期間中
112	プチプチ	PTIPTI プチプチ	0999760	1973/02/12	第30類 30A01	権利存続期間中
113	プチプチ	ぷちぷち	4363509	2000/02/25	第30類 30A01,32F03,32F06	権利存続期間中
114	フックラ	ふっくら	2010-074713		第30類 29A01,29B01,29D01,30A01	拒絶確定 第3条各号+ 第4条1項11号
115	プッチン	Pucchin	5928523	2017/03/03	第30類 29B01,30A01,31A01,31A02,31A03ほか	権利存続期間中
116	プッチン	プッチン	5532684	2012/11/02	第30類 29B01,30A01,31A01,31A02,31A03ほか	権利存続期間中
117	プッチン	PUTTIN	3043596	1995/05/31	第30類 30A01	権利存続期間中
118	プッチン	プッチ	2182244	1989/10/31	第30類 31A01,31A02,31A03,31A04,31A05ほか	権利存続期間中
119	プッチン	プッチン	1672879	1984/03/22	第30類 30A01	権利存続期間中

120	ブツツリ					出願なし
121	ブツブツ					出願なし
122	ブツン					出願なし
123	プリプリ	プリプリ	2707891	1995/06/30	第30類 31A01,31A02,31A03, 31A04,31A05ほか	権利存続期間 中
124	プリプリン	ぱりんぱりん	5486487	2012/04/13	第30類 30A01,31A01,31A02, 31A03,31A04ほか	権利存続期間 中
125	フルフル	Full Full	6000481	2017/12/01	第30類 30A01,32F03,32F04, 32F09,33A02ほか	権利存続期間 中
126	フルフル	ふるふる	5934390	2017/03/24	第30類 29A01	権利存続期間 中
127	ブルブル	ブルブル ふるふる	4985593	2006/09/08	第30類 30A01	権利存続期間 中
128	ブルブル	ブルブル PULUPULU	4845476	2005/03/11	第30類 29A01,29B01,32D04	権利存続期間 中
129	ブルブル	ブルブル	4304569	1999/08/13	第30類 31A02,32F03,32F09	権利存続期間 中
130	ブルンブルン	ぱるんぱるん	5486486	2012/04/13	第30類 30A01,31A01,31A02, 31A03,31A04ほか	権利存続期間 中

131	フワッ(フワット)	ふわっと	5606563	2013/08/09	第30類 32F08	権利存続期間中
132	フワッ(フワット)	ふわっと	4125886	1998/03/20	第30類 29A01,29B01,29D01, 30A01,31A01ほか	権利存続期間中
133	フワッ(フワット)	フワット	0751060	1967/08/12	第30類 30A01	権利存続期間中
134	フワフワ	FUWAFUWA フワフワ ふわふわ			第30類 30A01	拒絶確定 第3条各号+ 第4条1項11号
135	フンワリ	ふんわり	2012-092196		第30類 29A01,29B01,30A01, 31A01,31A02ほか	拒絶確定 第3条各号+ 第4条1項11号
136	フワリ		5632028	2013/11/22	第30類 30A01,32F03,32F06, 32F08,32F09ほか	権利存続期間中
137	フワリ		5402922	2011/04/01	第30類 30A01,32F06,32F09, 33A01,33A03	権利存続期間中
138	ホッカホカ(ホカホカ)	ほかほか	1996-119783		第30類 32F03	拒絶確定 第3条各号+ 第4条1項11号
139	ポカポカ	ぽかぽか	5121580	2008/03/21	第30類 30A01	権利消滅 満了日 2018/03/21
140	ポキッ(ポキット)	ポキッ	4639965	2003/01/24	第30類 30A01	権利存続期間中

141	ポキッ (ポキッ ト)	ポキット	5453357	2011/11/2 5	第30類 30A01	権利存続期間 中
142	ポキポキ	ポキポキ	5947938	2017/05/1 9	第30類 30A01	権利存続期間 中
143	ホクッ(ホ クット)	ほくっ	5405075	2011/04/0 8	第30類 30A01,31A 01,31A02, 31A03,31A 04ほか	権利存続期間 中
144	ホクホク	ほくほく	5013916	2006/12/2 2	第30類 01A01,04D 01,29A01, 29D01,30A 01ほか	権利存続期間 中
145	ホコホコ	ほこほこ	2014- 087131		第30類 29A01	拒絶確定 第3条1項各 号
146	ホッコリ	ほっこり	5849327	2016/05/1 3	第30類 32F03,32F 06	権利存続期間 中
147	ホッコリ	ほっこり	4603701- 1	2002/09/1 3	第30類 01A01,04D 01,29A01, 29D01,30A 01ほか	権利存続期間 中
148	ボッテリ					出願なし
149	ホットス ル	ほっとする	4667335	2003/04/2 5	第30類 30A01,32F 06	権利消滅 満了日 2023/04/2 5
150	ホノボノ	ほのぼの	5165101	2008/09/0 5	第30類 30A01,32F 06,32F08, 32F09	権利存続期間 中

151	ホヤホヤ	ほやほや			第30類 30A01	拒絶確定 第3条1項各 号
152	ポリッ(ポ リット)	ポリッと	5369476	2010/11/1 9	第30類 30A01	権利存続期間 中
153	ポリポリ	ポリポリ	2005- 051050		第30類 01A01,04D 01,29A01, 30A01,31A 01ほか	拒絶確定 第4条1項11 号
154	ポリポリ	ポリポリ	3124151	1996/02/2 9	第30類 30A01,32F 03,32F06	権利存続期間 中
155	マツタリ	まったり	3240988	1996/12/2 5	第30類 04D01,30A 01,31A01,3 1A02,31A0 3ほか	権利存続期間 中
156	マツタリ	まったり	1668721	1984/03/2 2	第30類 29A01,29B 01,29D01	権利存続期間 中
157	ムチムチ	むちむち	5393807	2011/02/2 5	第30類 30A01	権利存続期間 中
158	ムッチリ	むっちり	2010- 002035		第30類 30A01	拒絶確定 第3条1項各 号
159	ムニユム ニユ	ムニユムニユ	4670136	2003/05/0 9	第30類 30A01	権利存続期間 中
160	モチッ(モ チット)	もちっ	5292438	2010/01/0 8	第30類 29A01,29B 01,30A01, 33A01,33A 03	権利存続期間 中

161	モチモチ	もちもち	4772478	2004/05/21	第30類 30A01,32F06,32F15	権利存続期間 中
162	モチモチ	もぢもぢ	4593953	2002/08/09	第30類 32F03	権利存続期間 中
163	モチモチ	もちもち	2283968	1990/11/30	第30類 30A01	権利存続期間 中
164	モッチリ	もっちり	4143044	1998/05/08	第30類 30A01	権利存続期間 中
165	モッチリ	もっちり	1045963	1973/12/06	第30類 30A01,32F03,32F04, 32F06,32F08ほか	権利存続期間 中
166	ヤンワリ	やんわり	5404850	2011/04/08	第30類 29A01,29B01,30A01, 32F03,32F06ほか	権利存続期間 中